

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う栗原市テイクアウト転換等支援 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により市内経済へ大きな影響が及ぶ中、新たな需要への対応を行う飲食店等を支援するため、デリバリー又はテイクアウトに転換等をする飲食店等に対し、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う栗原市テイクアウト転換等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店等 飲食店（主として客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で飲食させる事業所をいう。）並びに利用客に調理した飲食料品を提供する宿泊施設及び食品流通関係事業者をいう。
- (2) デリバリー 客の注文に応じて調理した飲食料品及び生鮮食料品（加工品を含む。）を客の求める場所に届ける事業をいう。
- (3) テイクアウト 客の注文に応じて調理した飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施してその場で譲渡する事業をいう。
- (4) 転換等 デリバリー又はテイクアウトに転換、事業拡大又は新規参入することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に所在する飲食店等（以下「補助対象飲食店等」という。）の代表者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象飲食店等において、令和2年3月1日から令和2年8月31日までの期間内に、デリバリー又はテイクアウトに転換等をした、又は転換等をする予定であること。
- (2) 補助対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトが補助金の交付申請日において終了していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
--------	------

<p>補助対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトに転換等をするために必要となる費用として、次に掲げる経費のうち、令和2年3月1日から令和2年8月31日までの期間内に代金を支払ったもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 容器、箸、調味料等の消耗品購入費用 (2) チラシ、メニュー、ダイレクトメール等の作成費用 (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定による営業許可を追加取得するための手数料費用等 (4) チラシ配布、看板製作、ホームページ改修等の費用 (5) レジ改修に係る費用 (6) デリバリー営業のための配達用車両の購入費、改造費等 (7) デリバリー又はテイクアウトに係る備品の購入費用 (8) その他デリバリー又はテイクアウトに転換等をするために必要となる初期費用として市長が適当と認めるもの 	<p>補助対象経費の2分の1以内の額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で、10万円を上限とする。</p>
--	--

（補助金の交付申請及び請求）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年9月30日までに新型コロナウイルス感染症の影響に伴う栗原市テイクアウト転換等支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (2) 営業許可証の写し
- (3) デリバリー又はテイクアウトに転換等をした日又は転換等をする予定日が令和2年3月1日以降であることを証する書類等の写し
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請及び請求は、補助対象飲食店等1件につき1回に限るものとする。

（補助金の交付の決定及び確定の通知）

第6条 市長は、交付申請書兼請求書が提出されたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う栗原市テイクアウト転換等支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他補助金の交付の決定を取り消す必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、交付決定者に補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限りその効力を失う。ただし、第7条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。